

リサイクル燃料備蓄センター設工認
設 1-補-002 改 05
2021 年 7 月 15 日

リサイクル燃料備蓄センター
設計及び工事の計画の変更認可申請書
(補足説明資料)

設工認対象設備の抽出について

令和 3 年 7 月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

目次

1. 概要	1
2. 目的	1
3. 要求事項	1
4. 設工認対象設備の抽出方法	1
4. 1 設備図書からの抽出	1
4. 2 事業許可との整合性からの抽出	2
4. 3 技術基準規則の適合性（機能要求）からの抽出	2
4. 4 設工認対象設備の抽出の考え方	3
5. 抽出した構築物，系統及び機器（設備）の条文適合の整理	4
6. 施設と条文の対比一覧表に記載の記号説明	5

別冊資料リスト（提出済み）

1. 主要設備リスト及び色塗図（P&ID，系統図，フロー図，単線結線図等）
2. 技術基準規則の機能要求（様式－2改 設備リスト改）
3. 事業許可との整合確認
4. 設工認対象設備ごとの記号の説明

参考 説明書の変更前，変更後の説明について

1. 概要

リサイクル燃料備蓄センターにおける設工認対象設備(構築物, 系統及び機器(設備))の抽出する手順の考え方について, 設工認対象設備の抽出に関する詳細な手順及び過程, 技術基準規則の条文適合性, 施設と条文の関連程度が分かるよう資料に記載する。

2. 目的

設工認対象設備の抽出の目的は, 事業許可及び技術基準規則に適合し, 設工認対象設備として構築物, 系統及び機器(設備)を漏れなく抽出することである。

以下の手順を行うことにより, 設工認対象設備が確実に抽出されていることを示すものである。

なお, 本補足説明資料は, 設工認申請書 添付書類3 「第3-1表 施設と条文の対比一覧表(設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理)」の網羅性を補足するものであり, 設工認対象設備の抽出手順を示し, 事業許可, 技術基準規則との適合性を示すものである。

3. 要求事項

設工認対象設備として記載する設備の要求事項は以下のとおりであり, 対象となる構築物, 系統及び機器(設備)を設工認に記載するものとする。

- (1) 技術基準規則に適合させるために必要な構築物, 系統及び機器(設備)。
- (2) 事業基準規則, 事業許可に整合させるための構築物, 系統及び機器(設備)。

(事業許可本文, 添付六の主要仕様に記載設備, 必要に応じて添付六, 七, 八)

- (3) 設工認対象設備の抽出では, 上記要求事項の構築物, 系統及び機器(設備)を対象とする。また, 津波等による本設設備故障時に使用する代替計測用計測器も対象とする。代替計測用計測器の詳細については別途補足説明を行う。

なお, 構築物, 系統及び機器(設備)の記載について先行事業者の記載方法を参考にして記載する。

4. 設工認対象設備の抽出方法

4. 1 設備図書からの抽出(別冊資料1)

設工認対象設備の抽出を「3. 要求事項」の内容に従い, 以下の手順にて実施し, 設工認対象設備として抽出漏れがないように適切に実施する。

- (1) 構築物, 系統及び機器(設備)を記載している設備図書(P&ID, 系統図, フロー図, 単線結線図)を用意する。前記設備図書に記載がない構築物, 系統及び機器(設備)においては構内配置図, 機器配置図, 構造図の設備図書又は事業許可を用意する。

- (2) 設備図書を確認し、その施設及び系統の機能を担う構築物、系統及び機器（設備）の色塗りを実施し、抽出漏れがないことを確認する。なお、必要に応じて現場確認を行う。
- (3) 色塗りを実施した設備図書記載の構築物、系統及び機器（設備）について、主要設備リスト（添付資料－１）（別途提出）に記載する。ただし、基本的安全機能、安全機能として直接要求のない設工認対象外の構築物、系統及び機器（設備）は、主要設備リストに設工認対象外の旨を記載する。

4. 2 事業許可との整合性からの抽出（別冊資料３）

抽出した構築物、系統及び機器（設備）を記載している主要設備リストと事業許可本文及び添付六の主要仕様と比較し、事業許可からの抽出漏れがないことを確認する。具体的には、事業許可本文と添付六の主要仕様の記載箇所の色塗りをを行い、主要設備リストに記載されていることを確認する。

（別冊資料３ 使用済燃料貯蔵設備本体を代表して事業許可の色塗及び主要設備リストを添付）

4. 3 技術基準規則の適合性（機能要求）からの抽出（別冊資料２）

設工認対象設備の抽出にあたり技術基準規則に適合し、技術基準規則の機能要求において主たる機能（事項）の抽出漏れがないように具体的な抽出手順を以下のとおりとし、抽出結果を様式－２改にまとめる。

- (1) 技術基準規則の各条文にて要求している機能を抽出する。
- (2) 抽出した技術基準規則の各条文の機能要求に対して必要な構築物、系統及び機器（設備）を抽出する。
- (3) 様式－２改に技術基準規則の各条文の必要な機能、必要な機能に該当する構築物、系統及び機器（設備）、さらに備考欄に各条文の必要な機能に該当する場合の理由を整理して記載し、技術基準規則の各条文の必要な機能、構築物、系統及び機器（設備）が技術基準規則に適合していることを示す。

4. 4 設工認対象設備の抽出の考え方

設工認対象設備の抽出にあたり 4. 2 事業許可との整合からの抽出, 4. 3 技術基準規則の適合性(機能要求)からの抽出を基に以下の考えにより, 設工認対象設備の記載範囲とする。

当社使用済燃料貯蔵施設の設工認対象設備の記載範囲は, 事業許可の記載, 技術基準規則の要求に従うとともに「発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド」(以下「手続きガイド」という。)を参考にし, 設工認対象設備の抽出の以下の考え方のとおり実施する。

(1) 設工認対象設備として記載すべき設備

以下の a., b. のいずれかに該当する設備は設工認対象設備とし, 設工認対象設備の記載の範囲を c. に記載する。

- a. 技術基準規則の要求があり, 基本的安全機能及び安全機能の要求がある構築物, 系統及び機器(設備)
- b. 事業許可本文及び添付六の主要仕様に記載がある構築物, 系統及び機器(設備)
- c. 上記 a., b. の要求事項の主たる機能を果たす範囲に限定する。

主たる機能を果たす範囲とは, 構築物, 系統及び機器(設備)において, 技術基準規則の要求している機能, 事業許可に記載している機能を満たすための機器(設備)の範囲である。

一般的な系統で例えば, ポンプ, 圧縮機, 熱交換器, 主配管を主たる機能を果たす範囲であるが, 一方でドレン配管, バイパスライン, ミニマムフローライン, 計器は系統として必要であるが, 主たる機能の果たすものでないため範囲外の機器(設備)と考えている。

(2) 設工認対象設備として記載しない設備

上記(1)a., b. のいずれにも該当せず, 以下の a., b. に該当する設備であって,

- c. 主たる機能を果たす範囲以外の設備を設工認対象外の設備とする。

また, 設工認対象外設備とする理由及び具体例を c1. ~c5. に記載する。

- a. 技術基準規則の要求がなく, 基本的安全機能及び安全機能の要求がない構築物, 系統及び機器(設備)

例: 事務建屋, 出入管理建屋, 受変電建屋, 備品管理建屋, 雑用水系統, シンク, ドレンサンプ, 加湿器

- b. 事業許可本文及び添付六の主要仕様に記載がない構築物, 系統及び機器(設備)

例: 事務建屋, 出入管理建屋, 受変電建屋, 備品管理建屋, 雑用水系統, シンク, ドレンサンプ, 加湿器

- c. (1)a., b. の要求事項の主たる機能を果たす範囲以外の構築物, 系統及び機器(設備)とし, 具体例を以下の c1. ~c5. に記載する。

- c1. 基本的安全機能を監視する計測設備以外の計測設備及び放射線監視設備以外の計測設備

例: 圧縮空気供給設備の計器類

- c2. 主配管から分岐したドレン配管，ベント配管，計装配管及び管接手
当施設の配管関係は放射性物質を内包しない重要度が低い設備のため手続きガイドを参考にし，管接手は記載しない。
- c3. パッケージ品の付属機器等（機器付きの小機器及び制御盤）
例：空気圧縮機制御盤，除湿装置制御盤，空気圧縮機付属の冷却器及び安全弁，装置内弁
- c4. 更なる信頼性向上の観点から設置する設備
燃料貯蔵規則，許可基準規則及び技術基準規則の要求がなく，更なる信頼性の向上の観点から事業者が自主的に設置する設備。
例：受入れ区域架構鉄骨緩衝材，予備緊急時対策所，据置発電機，漏えい検知器
- c5. 常備の仮設設備，治工具
例：緩衝体仮置架台，金属キャスク上部アクセス足場，スリング，治具，工具

5. 抽出した構築物，系統及び機器（設備）の条文適合の整理

設工認対象設備として抽出した構築物，系統及び機器（設備）が技術基準規則の各条文の要求事項に該当するかどうかを以下の手順にて確認し，記載する。

- (1) 主要設備リストに抽出した設工認対象設備を「施設と条文の対比一覧表」の縦軸に記載する。
- (2) 「施設と条文の対比一覧表」の横軸に技術基準規則の各条文を記載し，各条文の要求事項との関係性が分かるように以下の凡例による記号を記載する。
- (3) さらに，「施設と条文の対比一覧表」の横軸に関連項目（申請回，既設／新設，耐震クラス，機器グループ，一般産業用工業品）を記載し，各設備が各関連項目の分類に該当するかを記載する。

今回抽出を行い，修正を行った，設工認申請書 添付書類3 「第3-1表 施設と条文の対比一覧表（設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理）」を添付資料-2に示す。

記号 凡例

- ◎：基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの
- 1：基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの
- 2：安全機能の直接要求に該当し，性能，機能を達成するために仕様記載が必要なもの
- ◇：安全機能の直接要求に該当するが，性能，機能を達成するために仕様が必要なもの
- △：上記4項目の間接要求又は関連し，性能，機能を達成するのに必要な関連設備，機器*
- ：更なる信頼性向上の観点から設置する設備
- －：当該条項の要求事項に該当しない

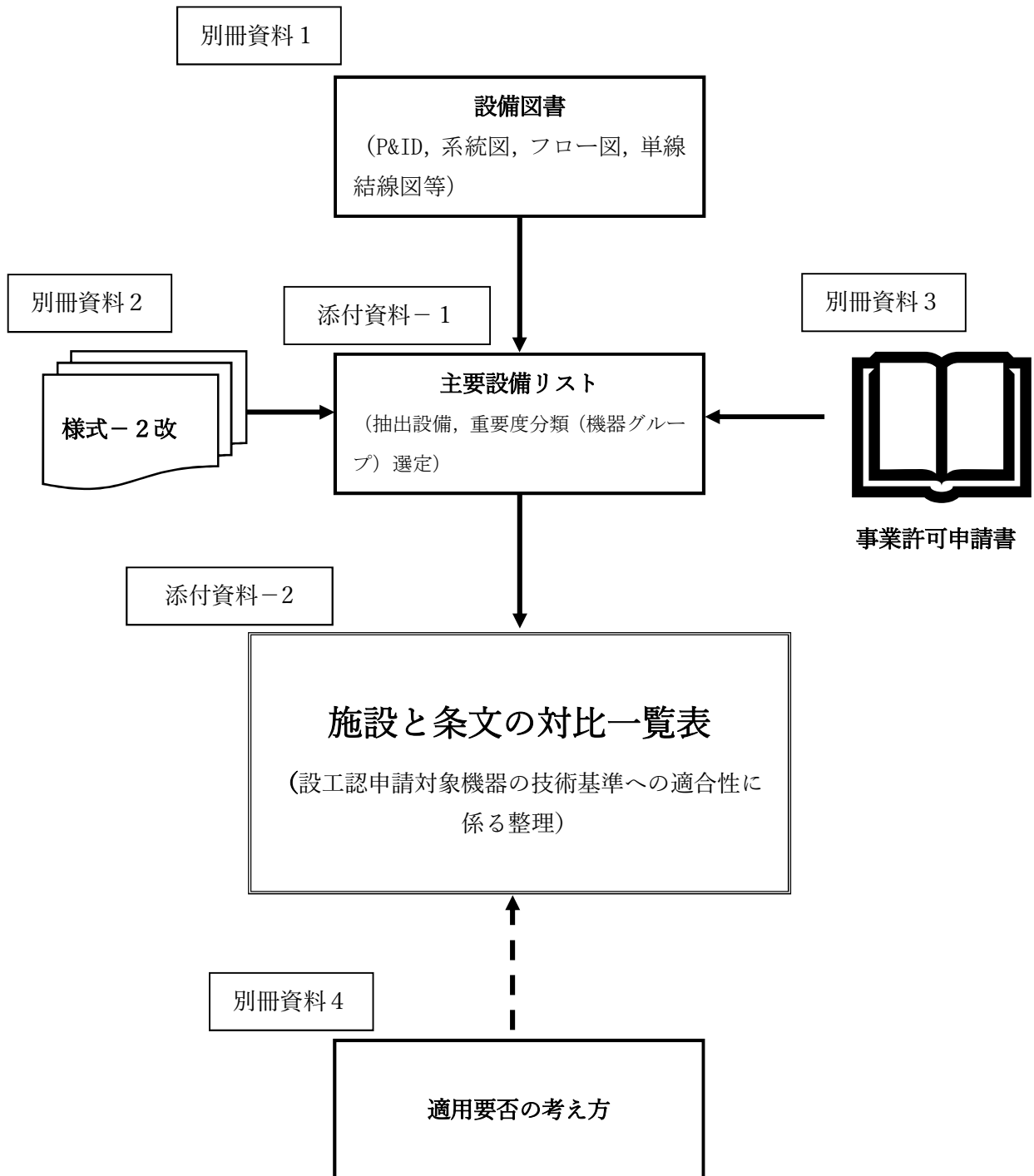
注記 *：基本設計方針の記載で「関係しない旨を示す設備，機器」は「△」としない。

6. 施設と条文の対比一覧表に記載の記号説明

「施設と条文の対比一覧表」において整理した関連程度を理由を、機器ごとに別冊資料4にまとめた。なお、記号（◎、○1、○2、△など）は上記5.と同じである。

以 上

(参考)



別冊資料 関連図

別冊資料リスト

1. 主要設備リスト及び色塗図（P&ID，系統図，フロー図，単線結線図等）

設備面からの確認として設備図書の色塗りを行い，主たる機能を有する構築物，系統及び機器（設備）の抽出を行う。

- (1) 使用済燃料貯蔵設備本体
- (2) 使用済燃料の受入施設
- (3) 計測制御系統施設
- (4) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (5) 放射線管理施設
- (6) その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設
 - (6)－1 使用済燃料貯蔵建屋
 - (6)－2 電気設備
 - (6)－3 通信連絡設備等
 - (6)－4 消防用設備
 - (6)－5 人の不法な侵入等防止設備

2. 技術基準規則の機能要求（様式－2改 設備リスト）

技術基準規則条文の確認として，技術基準規則の条文ごとの機能要求を明らかにし，施設に必要な構築物，系統及び機器（設備）を漏れなく抽出する。

- (1) 様式－2改 設備リスト

3. 事業許可との整合確認

事業許可本文及び添付六の主要仕様に記載している設備・機器について，色塗りを実施し，主要設備リストに記載されていることを確認し，事業許可との整合性を確認した結果を示す。

なお，使用済燃料貯蔵設備本体の主要設備リストと事業許可の色塗図を代表して添付し，その他の施設については，色塗図は添付せず，主要設備リストのみを添付する。

- (1) 使用済燃料貯蔵設備本体
- (2) 使用済燃料の受入施設
- (3) 計測制御系統施設
- (4) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (5) 放射線管理施設
- (6) その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設
 - (6)－1 使用済燃料貯蔵建屋
 - (6)－2 電気設備
 - (6)－3 通信連絡設備等
 - (6)－4 消防用設備
 - (6)－5 人の不法な侵入等防止設備

4. 設工認対象設備ごとの記号の説明

施設と条文の対比一覧表に記載している記号について設工認対象設備ごとに記号の理由を示す。

設工認対象設備は以下の施設に分類し記載する。

- (1) 使用済燃料貯蔵設備本体
- (2) 使用済燃料の受入施設
- (3) 計測制御系統施設
- (4) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (5) 放射線管理施設
- (6) その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設
 - (6)－1 使用済燃料貯蔵建屋
 - (6)－2 電気設備
 - (6)－3 通信連絡設備等
 - (6)－4 消防用設備
 - (6)－5 人の不法な侵入等防止設備
 - (6)－6 受入れ区域架構鉄骨緩衝材
 - (6)－7 予備緊急時対策所・資機材保管庫

○ 説明書の変更前，変更後の内容について

(赤字：修正箇所)

変更前	変更後
<p>1. 目的</p> <p>本説明書は，リサイクル燃料備蓄センター（以下「施設」という。）を構成する設備のうち申請対象設備の設計（構造，機能及び性能の仕様）が，技術基準に適合することを説明するものである。</p> <p>今回申請では，予備電源の設計が技術基準に適合することを説明する。</p> <p>2. 技術基準との対応関係の分類について</p> <p>施設を構成する設備について，技術基準との対応関係を分類した。 (第3-1表)</p> <p>(1) 基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの（分類記号：◎）</p> <p>基本的安全機能（臨界防止，閉じ込め，除熱及び遮蔽）を有する設備</p> <p>今回申請では，該当するものはない。</p> <p>(2) 基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの（分類記号：○1）</p> <p>損傷等により基本的安全機能に影響を与えるおそれがある設備（例えば受入れ区域天井クレーン）</p> <p>今回申請では，該当するものはない。</p> <p>(3) 安全機能の直接要求に該当し，性能，機能を達成するために仕様記載が必要なもの（分類記号：○2）</p> <p>技術基準により直接要求される安全機能を有する設備であり，技術基準に適合することを説明するためには，安全機能の仕様を明確にする必要がある設備</p> <p>今回申請では，電気の供給機能の仕様を明確にする必要がある予備電源が該当する。</p> <p>(4) 安全機能の直接要求に該当するが，性能，機能を達成するために仕様が不要なもの（分類記号：◇）</p> <p>技術基準により直接要求される安全機能を有する設備であるが，技術基準に適合することを説明するためには，安全機能の仕様を明確にする必要がない設備（例えば通信連絡設備）</p> <p>今回申請では，該当するものはない。</p>	<p>1. 目的</p> <p>本説明書は，リサイクル燃料備蓄センター（以下「施設」という。）を構成する設備のうち申請対象設備の設計（構造，機能及び性能の仕様）が，技術基準に適合することを示すものである。</p> <p>今回申請では，予備電源の設計が技術基準に適合することを示す。</p> <p>技術基準では，金属キャスクの閉じ込め機能と除熱機能を監視する設備，放射線を監視する設備及び通信連絡設備に給電することを求めており，無停電電源装置は各設備に給電する。外部電源喪失時にも無停電電源装置の蓄電池を利用して給電することで，監視を継続する。無停電電源装置の給電可能時間を超える外部電源喪失時には，電源車から給電し，軽油貯蔵タンク（地下式）の軽油を給油することで，72時間の監視を継続する。仮想的大規模津波（以下「津波」という。）襲来時には，電源車から津波襲来後の活動拠点に給電することで，代替計測による金属キャスクの監視を継続可能とする。</p> <p>また，電気設備は火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用し，使用するケーブルは難燃ケーブルまたは難燃性ケーブルを使用する。</p> <p>2. 技術基準との対応関係の分類について</p> <p>施設を構成する設備のうち設計及び工事の方法として明確にすべき設備・機器等について，「第3-1表 施設と条文の対比一覧表（設工認対象機器の技術基準への適合性に関する整理）」に網羅的に整理し，設備・機器等が関連する技術基準条項を以下に示す分類の考え方により整理している。</p> <p>(1) 基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの（分類記号：◎）</p> <p>基本的安全機能（臨界防止，閉じ込め，除熱及び遮蔽）を有する設備</p> <p>今回申請では，基本的安全機能（臨界防止，閉じ込め，除熱及び遮蔽）の基本設計方針及び添付書類を示している。金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋は次回申請する。</p> <p>(2) 基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの（分類記号：○1）</p> <p>その設備・機器等の損傷等により基本的安全機能を有する設備に影響を与えるおそれがある設備・機器等（例えば受入れ区域天井クレーン）</p> <p>今回申請では，地震，津波及び自然現象等についての基本設計方針並びに添付書類を示している。個別設備については，次回申請する。</p> <p>(3) 安全機能の直接要求に該当し，性能，機能を達成するために仕様記載が必要なもの（分類記号：○2）</p> <p>技術基準により直接要求される安全機能を有する設備であり，技術基準に適合することを示すためには，安全機能の仕様を明確にする必要がある設備</p> <p>今回申請では，電気の供給機能の仕様を明確にする必要がある予備電源が該当する。</p> <p>(4) 安全機能の直接要求に該当するが，性能，機能を達成するために仕様が不要なもの（分類記号：◇）</p> <p>技術基準により直接要求される安全機能を有する設備であるが，技術基準に適合することを示すためには，安全機能の仕様を明確にする必要がない設備（例えば通信連絡設備）</p> <p>今回申請では，予備電源から給電が必要な負荷までの母線を含む電路となる範囲の電気設備（常用電源設備）が該当する。</p>

変更前	変更後
<p>(5) 上記4項目の間接要求又は関連し、性能、機能を達成するために必要な関連 設備、機器（分類記号：△） 上記(1)から(4)までの技術基準以外の技術基準への適合のため、間接的に又は関連して必要となる設備（例えば金属キャスクの蓋部の圧力に関する計測制御系統施設の技術基準への適合のため、間接的に必要となる予備電源） 今回申請では、上記例示の通り、予備電源（技術基準規則第二十三条）が、計測制御系統施設（技術基準規則第十七条）へ必要な電気を供給する設備として分類される。</p> <p>(6) 更なる信頼性向上の観点から設置する設備（分類記号：□） 技術基準に基づく設備以外のもののうち、使用済燃料貯蔵施設の技術的知見を活用し、施設の更なる信頼性向上の観点から設置する設備。 今回申請では、据置発電機（信頼性拡張設備）が該当する。</p>	<p>(5) 上記4項目の間接要求又は関連し、性能、機能を達成するために必要な関連設備、機器（分類記号：△） 上記(1)から(4)までの技術基準以外の技術基準への適合のため、間接的に又は関連して必要となる設備（例えば仮想的大規模津波後に電源車で電気を供給するために間接的に必要となる軽油貯蔵タンク（地下式）） 今回申請では、上記例示の通り、仮想的大規模津波後に電源車で電気を供給するために間接的に必要となる軽油貯蔵タンク（地下式）が必要な設備として分類される。</p> <p>(6) 更なる信頼性向上の観点から設置する設備（分類記号：□） 技術基準に基づく設備以外のもののうち、使用済燃料貯蔵施設の技術的知見を活用し、施設の更なる信頼性向上の観点から設置する設備。 今回申請では、据置発電機（信頼性拡張設備）が該当する。</p> <p>(7) 設備、機器の重要度の分類及び記載（機器グループ） 設備・機器の重要度について、機器グループ①、②-1、②-2、③と以下のとおり分類し、各設備、機器の重要度を機器グループとして記載する。 機器グループ① : 基本的安全機能を担う設備、機器 機器グループ②-1 : その他の安全機能を有する設備、機器のうち金属キャスクに影響する設備、機器 機器グループ②-2 : その他の安全機能を有する設備、機器うち仕様の特定が必要な設備、機器 機器グループ③ : その他の安全機能を有する設備、機器のうち仕様の特定が不要な設備、機器</p> <p>(8) 一般産業用工業品の対象設備・機器等 今回整理した対象設備・機器等のうち一般産業用工業品に該当する設備・機器等を第3-1表に記載し、整理している。</p>
<p>3. 設備の分類に応じた説明事項について 設備と技術基準の関係の分類に応じて、技術基準適合性の説明事項を整理する。</p> <p>(1) 基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの（分類記号：◎） 基本的安全機能を確保する設計であることを基本設計方針で説明するとともに、技術基準への適合性の説明に必要な構造、機能、及び性能の仕様を要目表で説明した上で、これらの根拠を添付書類で説明する。（例えば使用済燃料の臨界防止に関する説明書） 今回申請では、基本的安全機能を有する設備に該当するものはないため、説明するものはない。</p> <p>(2) 基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの（分類記号：○1） その損傷等により基本的安全機能に影響が及ばない設計であることを基本設計方針で説明した上で、その影響評価を設備の重要度に応じて添付書類で説明する。（例えば仮想的な大規模津波に対する金属キャスクの影響評価） 今回申請では、基本的安全機能に影響を与えるおそれがある設備に該当するものはないため、説明するものはない。</p>	<p>3. 申請書における条文の適合性について 設備と技術基準の関係の分類に応じて、技術基準適合性について整理する。 また、技術基準各条文と添付書類との対応関係について「第3-2表 技術基準規則各条文への適合性を説明する添付書類」のとおり整理する。</p> <p>(1) 基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの（分類記号：◎） 基本的安全機能を確保する設計であることを基本設計方針で示すとともに、技術基準への適合に必要な構造、機能、及び性能の仕様を要目表で示した上で、これらの根拠を添付書類で説明する。（例えば使用済燃料の臨界防止に関する説明書） 今回申請では、基本的安全機能（臨界防止、閉じ込め、除熱及び遮蔽）について記載している。</p> <p>(2) 基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの（分類記号：○1） その設備・機器等の損傷等により基本的安全機能を有する設備に影響が及ばない設計であることを基本設計方針で示した上で、その影響評価を設備の重要度に応じて添付書類で説明する。（例えば仮想的な大規模津波に対する金属キャスクの影響評価） 今回申請では、地震、津波及び自然現象等について説明している。</p>

変更前	変更後
<p>(3) 安全機能の直接要求に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なもの（分類記号：○2） 安全機能を確保する設計であることを基本設計方針で説明するとともに、技術基準への適合性の説明に必要な構造、機能、及び性能の仕様を要目表で説明した上で、これらの根拠を添付書類で説明する。 今回申請では、予備電源の電気の供給機能を確保する設計であることを基本設計方針で説明するとともに、直接要求される技術基準への適合性の説明に必要な電気の供給に関する機能及び性能の仕様を要目表で説明した上で、この仕様の根拠を「電気設備に関する説明書」と「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（電気設備）」で説明する。また、施設共通で要求される技術基準への適合性の説明に必要な予備電源の火災等の防止に関する事項については「火災及び爆発の防止に関する説明書」で、安全機能の健全性維持に関する事項については「安全機能の健全性維持に関する説明書」で説明する。</p> <p>(4) 安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するために仕様が必要なもの（分類記号：◇） 安全機能を確保する設計であることを基本設計方針で説明するとともに、技術基準への適合性の説明に当たって必要に応じて、この補足事項を添付書類（例えば通信連絡設備に関する説明書）で説明する。 今回申請では、該当するものはない。</p> <p>(5) 上記4項目の間接要求又は関連し、性能、機能を達成するのに必要な関連 設備、機器（分類記号：△） 上記(1)から(4)までの技術基準以外の技術基準への適合性の説明のため、間接的に又は関連して必要となる機能等の補足事項を基本設計方針や添付書類で説明する。 今回申請では、計測制御系統施設の技術基準への適合性の説明のため、計測制御系統施設が必要とする消費電力等の要求仕様を「電気設備に関する説明書」で説明する。</p> <p>(6) 更なる信頼性向上の観点から設置する設備（分類記号：□） 施設の信頼性を低下させないことを説明するため、必要に応じ、設計の補足事項と施設への波及影響評価結果を添付書類で説明する。 今回申請では、自主的に設置する据置発電機の設計の補足事項と、施設への波及影響はないため、説明するものはない。</p> <p>4. 添付書類と技術基準との対応関係について 設備の分類に応じた添付書類と技術基準との対応関係については、第3-2表のとおり整理される。</p> <p>5. 次回申請に関する説明事項の取り扱いについて 以下の説明書については、予備電源の設計が技術基準に適合することを説明した書類ではないため、次回申請書で説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的安全機能（臨界防止、閉じ込め、除熱、被ばくの防止）に関する説明書のうち影響評価 ・ 耐震性に関する説明書のうち、耐震Sクラス及びBクラスの設備に関する説明書 ・ 津波による損傷の防止に関する説明書のうち影響評価 ・ 自然現象等による損傷の防止に関する説明書のうち影響評価 （「外部火災（電源車の火災）による使用済燃料貯蔵建屋への影響評価」を除く。） ・ 主要な容器の強度及び耐食性に関する説明書のうちの影響評価 	<p>(3) 安全機能の直接要求に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なもの（分類記号：○2） 安全機能を確保する設計であることを基本設計方針で示すとともに、技術基準への適合に必要な構造、機能及び性能の仕様を要目表に示した上で、これらの根拠を添付書類で説明する。 今回申請では、予備電源の電気の供給機能を確保する設計であることを基本設計方針で示すとともに、直接要求される技術基準への適合に必要な電気の供給に関する機能及び性能の仕様を要目表で示した上で、この仕様の根拠を「電気設備に関する説明書」と「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（電気設備）」で説明する。また、施設共通で要求される技術基準への適合に必要な予備電源の火災等の防止に関する事項については「火災及び爆発の防止に関する説明書」で、安全機能の健全性維持に関する事項については「安全機能の健全性維持に関する説明書」で説明する。</p> <p>(4) 安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するために仕様が必要なもの（分類記号：◇） 安全機能を確保する設計であることを基本設計方針で示すとともに、技術基準への適合性を示すに当たって必要に応じて、この補足事項を添付書類（例えば通信連絡設備に関する説明書）で説明する。 今回申請では、予備電源から給電が必要な負荷までの母線を含む電路となる範囲の電気設備（常用電源設備）が該当し、「電気設備の説明書」で説明する。</p> <p>(5) 上記4項目の間接要求又は関連し、性能、機能を達成するのに必要な関連設備、機器（分類記号：△） 上記(1)から(4)までの技術基準以外の技術基準への適合性を示すため、間接的に又は関連して必要となる機能等の補足事項を基本設計方針や添付書類で示す。 今回申請では、電気設備の技術基準への適合性を示すため仮想的な大規模津波後に電気を供給するために間接的に必要となる軽油貯蔵タンク（地下式）の要求仕様について「電気設備に関する説明書」で説明する。</p> <p>(6) 更なる信頼性向上の観点から設置する設備（分類記号：□） 施設の信頼性を低下させないことを示すため、必要に応じ、設計の補足事項と施設への波及影響評価結果を添付書類で説明する。 今回申請では、自主的に設置する据置発電機の設計の補足事項と、施設への波及影響はないため、説明するものはない。</p> <p>4. 次回申請に関する説明事項の取り扱いについて 以下の説明書については、予備電源の設計が技術基準に適合することを示す書類ではないため、次回申請書で説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的安全機能（臨界防止、閉じ込め、除熱、被ばくの防止）に関する説明書のうち影響評価 ・ 耐震性に関する説明書のうち、耐震Sクラス及びBクラスの設備に関する説明書 ・ 津波による損傷の防止に関する説明書のうち影響評価 ・ 自然現象等による損傷の防止に関する説明書のうち影響評価 （「外部火災（電源車の火災）による使用済燃料貯蔵建屋への影響評価」を除く。） ・ 主要な容器の強度及び耐食性に関する説明書のうちの影響評価

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬送設備及び受入設備に関する説明書 ・ 計測制御系統施設に関する説明書 ・ 放射線管理施設に関する説明書 ・ その他設備に関する説明書のうち電気設備を除く設備に関する説明書 ・ 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書のうち、電気設備を除く設備に関する説明書 ・ 計算機プログラム（解析コード）に関する説明書 ・ 図面のうち電気設備を除く設備に関する配置図，構造図及び系統図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬送設備及び受入設備に関する説明書 ・ 計測制御系統施設に関する説明書 ・ 放射線管理施設に関する説明書 ・ その他設備に関する説明書のうち電気設備を除く設備に関する説明書 ・ 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書のうち、電気設備を除く設備に関する説明書 ・ 計算機プログラム（解析コード）に関する説明書 ・ 図面のうち電気設備を除く設備に関する配置図，構造図及び系統図